

## 沖縄県警察内部通報処理要綱

発出年月日：平成19年3月23日

文書番号：沖例規総第2号

公表範囲：全文

### 第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、沖縄県警察（以下「県警察」という。）において、県警察の職員又は県警察の契約先の労働者（以下「県警察の職員等」という。）からの法令違反に関する通報を適切に処理するため、県警察が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、県警察の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部通報 県警察の職員等が、県警察（県警察の事業に従事する場合における職員その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）を県警察に通報することをいう。
- (2) 内部通報・相談窓口 内部通報を受理し、及び内部通報に関連する相談に応じるための窓口をいう。

### 第3 内部通報・相談窓口の場所等

#### 1 内部通報・相談窓口の場所

警務部監察課（以下「監察課」という。）に、内部通報・相談窓口を置く。

#### 2 内部通報・相談窓口への連絡

内部通報・相談窓口の事務に従事する職員以外の職員は、内部通報を受けたときは、遅滞なく、監察課への連絡その他の適切な措置をとる。

#### 3 秘密保持の徹底・利益相反関係の排除

- (1) 秘密の保持 内部通報の処理に従事する職員は、内部通報に関する秘密を漏らしてはならない。
- (2) 利益相反関係の排除 県警察の職員は、自らが関係する内部通報の処理に関与してはならない。

### 第4 内部通報の処理の手順

#### 1 内部通報の受理等

- (1) 受理時の措置 監察課は、県警察の職員等から受けた通報が内部通報に該当するときは、当該内部通報をした者に対し、当該内部通報を受理した旨を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、監察課は、当該内部通報をした者の秘密保持に配慮しつつ、当該内部通報をした者の氏名及び連絡先並びに当該内部通報の内容となる事実を把握するとともに、当該内部通報をした者に対し、当該内部通報をした者に対する不利益な取扱いのないこと及び当該内部通報をした者の秘密は保持されることを説明する。
- (2) 不受理の通知 監察課は、県警察の職員等から受けた通報が内部通報に該当しないときは、当該通報をした者に対し、当該通報を内部通報として受理しないこと及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。
- (3) 公益通報記録票の作成 監察課は、県警察の職員等から内部通報を受理した場合は、公益通報記録票（別記様式）を作成し、処理状況を明らかにする。

## 2 調査の実施等

- (1) 調査開始等に関する通知 監察課は、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、内部通報をした者に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- (2) 調査期間の通知 監察課は、内部通報をした者に対し、当該内部通報を受理してから当該内部通報の処理を終了するまでに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努める。
- (3) 調査の方法 調査の実施に当たっては、監察課長の指揮又は調整の下、内部通報をした者の秘密を守るため、当該内部通報をした者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- (4) 調査の進捗状況及び調査結果に関する通知 監察課は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、内部通報をした者に対し、調査の進捗状況について適宜通知するとともに、調査結果はできる限り速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するよう努める。

## 3 是正措置の実施等

- (1) 是正措置の実施等 監察課又は法令違反行為をした職員の所属その他の内部通報の処理に関係する所属（監察課を除く。以下「関係所属」という。）は、調査の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、任命権者その他の職員は、必要があるときは、

関係者の処分を行う。

なお、関係所属が是正措置等をとったときは、その内容を遅滞なく監察課に連絡する。

- (2) 是正措置等の通知 監察課は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、内部通報をした者に対し、是正措置等の内容を遅滞なく通知するよう努める。

#### 4 関係事項の公表

監察課は、必要と認める事項を、適宜公表する。

#### 5 是正措置等の実効性評価

監察課又は関係所属は、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努める。